

令和8年3月2日 令和7年度第2回大東市子ども・子育て会議 会議録

事務局：それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第2回「大東市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます、大東市福祉・子ども部こども家庭室子ども政策グループの手島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は12名中11名の出席をいただいておりますので、大東市子ども・子育て会議規則第4条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、石橋委員におかれましては、本日は日程調整がつかず欠席されるとのご連絡を受けております。

本日は皆様にご審議いただきたい議題が多く、会議時間が長くなることが予想されるため、今回より新任期で子ども・子育て委員に就任していただきます皆様への委嘱の辞令交付は行わず、机の上に置かせていただいております。なお、任期は令和10年3月1日までです。

続きまして、本日の会議に使用いたします資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まずは、本日の次第

- 資料1 令和8年度こども誰でも通園制度事業実施予定施設
- 資料2 就学前教育・保育施設の利用定員設定に関する考え方の見直しについて
- 資料3 大東市附属機関条例の改正について
- 資料4-1 保育提供体制確保のための実施計画
- 資料4-2 保育提供体制確保のための実施計画（こども誰でも通園制度）
- 資料5 令和8年度施設整備計画
- 資料6 （仮称）南郷こども園の認可定員の見直しについて
- 資料7 委員名簿

以上の資料1～7となりますが、すべてお手元にご覧いただけますか。もし、ないようでしたらお申し出ください。また、資料3、委員名簿の内容に一部修正がございますので、差替え分を机の上に置かせていただいております。

続きまして、田中福祉・子ども部長よりごあいさつをさせていただきます。

田中部長：福祉・子ども部長の田中でございます。日頃より、本市の子ども・子育て施策に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。本日は大変お忙しい中、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

さて、来年度からの本格的な制度化に向けて全国で準備が進められております「こども誰でも通園制度」は、全ての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるよう、社会全体で

支える取り組みでございます。本市では、この制度の円滑な導入を目指し、今年度より民間事業者の皆様にご協力を頂きながら試行的事業を進めており、市民の皆様になんげ浸透しつつある状況でございます。本日の会議では、令和8年度から新たに事業を開始される事業者の取組につきましてご報告をさせていただきます。

また、全国的な少子高齢化の進行や地域におけるニーズの変化を的確に捉え、より質の高い学びと育ちの場を提供するため、就学前教育・保育施設の定員変更のルールの見直しについて検討を進めておりますが、本日は、その具体的な状況についてもご報告させていただきたいものと考えております。

本日はこの他、子どもたちの健やかな成長に関わる議題が複数ございます。委員の皆様のご忌憚のないご意見を賜り、子どもたちの未来を拓く実り多き会議となりますよう、心よりお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：続きまして、大東市子ども・子育て会議の議事に入りたいと思いますが、「大東市子ども・子育て会議規則」第2条第3項の規定により、会長および副会長を置くこととなっております。選出は互選となっておりますが、よろしければこちらから推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

～異議なしの声あり～

ありがとうございます。それでは、事務局より推薦させていただきたいと思ひます。会長につきましては、保育学科の学識経験者であり、幼稚園教諭及び保育士の養成をされておられます、四條畷学園短期大学教授の合田委員に就任していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

～異議なしの声あり～

事務局：合田委員よろしいでしょうか。（合田委員：はい。）

ご承諾いただきありがとうございます。次に、会長が不在の場合、「大東市子ども・子育て会議規則」第2条第5項の規定に基づき、この会議の進行管理をしていただく副会長でございますが、前回までは児童福祉学科の学識経験者であります、名古屋女子大学の長谷教授に副会長をお願いしておりましたが、長谷教授の後任の方については現在検討しているところですので、今回は副会長の選出は保留とさせていただきますと思ひます。後任の方が決まりましたら、次回以降の会議で改めてご報告させていただきます。

では、会長は合田委員にお願いいたします。会長には、いろいろとお世話をお掛けすると思ひますが、よろしくお願ひいたします。

事務局：それでは議事に入りたいと思いますが、進行については会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

合田会長：では、議題に入りたいと思いますが、本日の会議に傍聴者の方が来ておられます。

傍聴者の方は、「大東市子ども・子育て会議傍聴規則」の規定を遵守し、傍聴に臨んでいただきますようお願いいたします。

それでは議題（１）に入らせていただきますが、まず、事務局から、事務局から議題（１）令和８年度からのこども誰でも通園制度の実施についての説明をお願いします。

事務局：それでは、１つ目の議題となります、「令和８年度からのこども誰でも通園制度の実施について」について説明させていただきます。

こちらの議題は、来年度の「こども誰でも通園制度」の実施にあたり、新たに事業を開始される事業者の皆様の事業内容を確認するものです。資料１の説明に入らせていただく前に、「こども誰でも通園制度」の概要について一度おさらいをさせていただきます。

来年度より、全国で制度化されます「こども誰でも通園制度」は、子どもの成長の視点から「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する」ことを目的に、保育所等を利用していない６か月から３歳未満の子どもを対象に、月一定時間の施設の利用を認める制度です。取組みにより、子どもにとっては家庭では得られない様々な経験を通じてのものや人への興味や関心が広がり、成長すること、保護者にとっては、制度の利用を通じて子どもに係る新たな気づきや、親としての成長が得られることなどが期待されています。

この制度は受入れ方法により、「余裕活用型」と「一般型」の２つの種類に分類されます。「余裕活用型」は、既存の保育定員の空き枠を活用して実施するもので、新たな職員の確保が不要な点がメリットですが、定員に空きがない場合は実施ができないものとされております。

もう一つの「一般型」は、保育所などの定員とは別に、制度独自の定員を設ける方法です。この「一般型」は、在園児と一緒に過ごす「在園児混合型」と、部屋を別に分ける「専用室独立実施型」の２つに分けられます。人員配置基準は、０歳児３人につき保育従事者１名以上、１～２歳児６人につき保育従事者１人以上が必要です。「一般型」は通常保育の定員に影響されないメリットはありますが、新たな職員の確保が必要となります。

また、利用の仕方によっても、「定期利用」と「柔軟利用」の２つの種類に分けられます。「定期利用」は利用する事業所や、曜日・時間帯を固定することにより、特定の事業所を定期的に利用する方法です。一方で、「柔軟利用」は、利用する事業所や曜日、時間を固定せず、自由に利用する方法です。

「定期利用」の場合、子どもが場所や人に慣れることにより、保育者と子どもの関係を構築しやすいといったメリットがあります。一方で「柔軟利用」は、子どもの状況や保護者のニーズに合わせた柔軟な利用が可能で、里帰り出産等の短期的な利用への対応がしやすく

なることが考えられます。

この制度を利用できるのは、認定こども園等に通っていない6か月から満3歳未満の乳幼児で、子ども1人あたり最大月10時間まで利用が認められております。利用者にご負担をいただく利用料は一律300円となっており、生活保護世帯、非課税世帯等は一定額を減免します。

以上で「こども誰でも通園制度」の事業概要となります。ここからは、制度の概要を踏まえ、新たに登録を行う事業所の説明に入らせていただきます。

では、「令和8年度こども誰でも通園制度実施予定施設」について説明させていただきます。資料1をご覧ください。

来年度のこども誰でも通園制度の実施に向けまして、現在4つの民間事業者様より認可申請をご提出いただいております。資料1に施設ごとの申請の内容をまとめております。上から順にご説明させていただきます。

1つ目は、幼保連携型認定こども園の「大東つくし保育園」です。通常保育に加えまして、一般型の一時預かり事業を実施いただいている施設です。実施方法は余裕活用型ですので、在園状況によっては受け入れ人数が減少する場合があります。定員は0歳から2歳までの6人で、実施日は毎週火・木曜日の9時から11時まで。給食の提供は行いません。

2つ目は認可保育所の「津の辺保育園」です。こちらの施設でも現在、一般型一時預かりを実施頂いております。実施方法は余裕活用型で、0歳児3名までが利用できます。実施日は月・木曜日の9時から11時までで、給食の提供は行いません。

3つ目は保育所型認定こども園の「ひとつぶ保育園」です。実施方法は余裕活用型で、定員は0歳児2名となっております。実施日は月・火・木・金曜日の9時30分から12時30分で、給食の提供は行いません。

4つ目は幼保連携型認定こども園の「ひらりす」です。実施方法は専用室を使った一般型で、定員は0・1歳児2名となっております。実施日は火・金曜日の9時から11時で給食の提供は行いません。来年度4月より新たに制度にご参加いただくのは、以上の4施設となります。以上で説明を終わらせていただきます。

合田会長：ただいま、事務局から、報告がありましたが、ご質問などはございませんか？挙手の上、ご発言をお願いします。

A委員：こども誰でも通園制度の「余裕活用型」とは利用に空きがなければ実施できないということですね。

事務局：はい。おっしゃるとおりです。

A委員：資料1に記載されている定員は一応の人数であり、実施できるかわからないという

ことでしょうか。

事務局：その場合、受け入れ人数としては資料1のとおりです。保育の定員に空きがない場合は、預かりができない場合もあります。

A委員：定員の空き状況は、こども誰でも通園制度の利用申し込みの時点で保護者は知ることができますか。

事務局：こども誰でも通園制度の申し込みは、国の総合支援システムを使います。利用認定につきましては、大東市の電子申請システムから申請していただきます。こちらは広報やHPでも案内しています。

A委員：申請の時点では、各施設の利用枠の空き状況はわかりますか。

事務局：総合支援システム上で、利用枠の確認が可能です。

合田会長：よろしいでしょうか。他に意見はありますか。

B委員：令和7年度の施行事業でこども誰でも通園制度を実施している園は、令和8年度も継続するという認識でよろしいでしょうか。資料には令和8年度に新規で実施する園しか記載されていません。

事務局：職員体制の都合で休止された園もあります。令和7年度の施行事業でこども誰でも通園制度を実施していただいた園で継続して令和8年度も実施していただくのは4施設です。

B委員：令和7年度から継続の園も記載したほうがよいと思います。口頭で実施施設を教えてください。

事務局：現在、実施されておりますのが「あすなるこども園」「わかたけ保育園(小規模保育施設)」「四條畷学園大学附属幼稚園」「上三箇保育園(令和8年度休止)」「朋来幼稚園」の5施設です。

B委員：受け入れる側としては、定期利用と柔軟利用、つまり固定と単発利用があります。大東市としては、どちらか一方の縛りを設けることはありますか。大阪府内では定期利用のみ認めている市や、令和8年度は公立園での利用しか認めていない市もあります。大東市で

は、このような制限を設ける予定はありますか。

事務局：定期利用と柔軟利用には、それぞれメリットがある取り組みであると考えています。大東市では来年度から制度が始まりますが、現時点では、定期利用と柔軟利用のどちらも施設が希望される形で行っていただきたいです。制度が開始され、利用者も増加し、こども誰でも通園制度のいろいろな面が見えてくると思いますので、今後、意見交換をさせていただけたらと考えております。

B委員：2歳児が3歳の誕生日が過ぎたら、こども誰でも通園制度が利用できなくなります。高槻市では3歳の誕生日を過ぎた後に、一般型を柔軟に活用させて年度末まで子どもを預かることができるようにしています。そのあたりは、大東市としては検討していただけますか。保護者としては、子どもが3歳を過ぎたら利用できなくなるので、次年度の4月まで預け先がない状態です。誕生日が早い子どもは、4月に誕生日を迎えた後は1年間こども誰でも通園制度が利用できません。そのあたりどのように考えておられますか。

合田会長：B委員の意見について、事務局は回答をお願いいたします。

事務局：今回の制度については、3歳になった時点で対象外となるのが国の建て付けです。市町村によっては3歳クラスに入るまでの間、独自の支援制度を実施している話も伺っています。大東市でも独自の子育て支援に取り組む考え方もありますが、財源の確保も必要なため、今の限られた財源をどのように活用していくか検討したいと思います。

B委員：東大阪市でも2歳児の無償化が始まりますので、前向きに検討していただきたいです。

合田会長：他に意見がある方はおられますか。

C委員：こども誰でも通園制度の利用料について、大東市が配布しているスマイルサポート券のワクワク券もR8年度から早々にではありませんが、利用できるようにしてほしいです。現在あすなろこども園で試行事業として、こども誰でも通園制度を実施しています。利用も当初よりは減っていますが、2時間で600円かかります。こども誰でも通園制度の利用料もワクワク券の利用対象になれば、制度が周知され、ワクワク券も使いやすいです。そのあたりを検討されているかお聞きしたいです。

合田会長：今の質問について、事務局は回答をお願いします。

事務局：スマイルサポート事業は、地域の子育て支援への活用を目的に10年以上継続している事業です。こども誰でも通園制度の利用につきましても、ワクワク券の利用範囲を拡大したいと考えています。現在の紙の券では500円単位での使用となるため、もう少しフレキシブルに利用料300円の支払にも使えるように検討しているところです。そのあたりが具体化された際は、ご協力をお願いいたします。

合田会長：よろしいでしょうか。他の方の意見がないようですので、引き続き議題2について事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、2つ目の議題となります、「就学前教育・保育施設の利用定員設定に関する考え方の見直しについて」の説明をさせていただきます。資料2をお願いします。全国的に少子高齢化が進む中、本市におきましても将来的な就学前人口の減少は避けられない状況です。就学前教育・保育施設の利用定員の設定につきましては、令和元年度に見直しを行っておりますが、その後の就学前人口の状況を踏まえ、本日は方針の見直しをご提案させていただくものです。

1 ページ目の「1. 教育・保育施設の利用定員設定における「子ども・子育て会議」の役割」をご覧ください。「子ども・子育て支援新制度」の枠組みを定める法律である、「子ども・子育て支援法」の第72条において、市町村は特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、「子ども・子育て会議」等の合議制の審議会で意見を求めるものと定められております。大東市におきましては、子ども・子育て支援に関する審議会として『大東市子ども・子育て会議』を設置しているため、利用定員の設定につきましては、こちらの会議でご審議をいただいているところです。

その下の、「2. 本市における現在の就学前教育・保育施設の利用定員設定の考え方」は、令和2年12月に開催いたしました、子ども・子育て会議で審議、決定をさせていただきました、就学前教育・保育施設の利用定員設定に関する現在の考え方です。3つのルールより成り立っております。

1点目は、実際の入所児童数が認可定員を恒常的に下回る施設については、利用定員を認可定員よりも少ない人数で設定できるというものです。ただし実利用人数の見込み数を下回らないものとさせていただいております。

2点目は、施設利用率が年間平均で120%を超える状況が恒常化している場合は、適切に利用定員の見直しを行う、というものです。

3点目は、これら2つのルールに関するものとして、「恒常化」の期間を概ね3年間、小規模保育事業所は2年間とするものです。

令和2年度以降、本市におきましてはこれらのルールに則り、利用定員の見直しをお願いして参りましたが、全国的な少子高齢化が進行している中、本市におきましても、過去3年間で4月当初の就学前人口が平均で150人減少するなど、保育施設等を取り巻く環境は厳

しさを増しております。このような状況の中、定員の変更につきましては、これまでのような中長期的な視点ではなく短期的な視点に立ったルール付けが必要となっているところです。

この度の検討にあたりましては、大阪府内の各自治体に対し、定員設定の考え方に関する照会を行い、28の自治体から回答をいただきました。回答の結果は、茨木市等3自治体を除く25の自治体において、利用定員の減員についての協議の受付を行っており、これらのうち、四條畷市等3自治体では、大東市と同じく過去の複数年度の実績を元に協議を行っていました。多くの自治体においては、利用定員減員の相談があった場合、年数を明確に定めず、施設利用の状況を確認の上、減員後の利用定員が利用ニーズを下回らない範囲内で協議を行っているとの結果になっております。これらの状況を踏まえた、今後の利用定員変更の考え方をまとめたものが、次のページとなります。

それでは、2ページ目の「(1) 利用定員減員に関する考え方」をご覧ください。

現在は、過去3年間の利用実績を踏まえ、減員の検討を行っておりますが、今回の見直しではこれを改めてまいります。右側が見直しの内容となりますが、今後は毎年明けを目途に協議の申出をいただき、申出をいただいた年の前年の1月～12月の入所児童数の平均が施設の利用定員を下回り、今後も下回る見込みの場合、周辺地域における待機児童の状況や周辺施設の入所状況などを確認しながら、実利用人数の見込み人数を下回らない人数で定員設定の調整をさせていただきます。

昨今の就学前人口減少のペースに合わせ、検討の対象となる期間を短縮することで、より実態に即した定員の設定が可能になるものと考えております。

なお、利用定員増員に関する考え方につきましては、施設利用率が年間平均で120%を超える状況が恒常化している場合は、適切に利用定員の見直しを行うという現行の考え方から変更はございません。

また、変更の時期につきましては、現状通り年度末に一括して行うことでお願いをさせていただきます。以上で資料2の説明を終わります。

合田会長：質問等がありましたら挙手のうえ、お願いします。

A委員：施設の利用率が年間で平均120%を超えている園は実在しますか。

事務局：直近の状況について正確には申し上げられませんが、過去1年間の平均では120%を超えた園はありません。

A委員：なぜこのような質問をしたかと申しますと、保護者から「この園への入園を希望しているが、人気があつては入れない」という話を聞きます。100%を満たされていない園があるので質問しました。

合田会長：他に意見がある方はおられますか。

B委員：定員の見直しについて反対ではありません。幼稚園由来の認定こども園の場合、市を跨いで通園する児童もいます。当園(朋来幼稚園)は東大阪市と隣接しており、東大阪市から通う児童もいます。利用定員の変更を検討するならば、隣接する市の待機児童も考慮して検討していただきたいです。それほど多くはないと思いますが、例えば隣の市で大東市寄りの地域で大規模な土地開発があった場合、その年だけ子どもの数が増えると思います。大東市の待機児童は増えませんが、幼稚園由来の園は市を跨いで通園がありますので、当園に子どもが流入することも考えられます。四條畷学園幼稚園は広範囲の市町村から通園している児童もいますので、そのあたりも考慮していただきたいです。

合田会長：ただいまの要望について、事務局は回答をお願いします。

事務局：市内の開発は情報が入りますが、市外の情報については、把握しづらい部分があります。できるだけ情報を掴みながら、教育・保育の提供をするべきだと思いますので、努力したいと考えています。

合田会長：他の方はいかがでしょうか。

C委員：変更の申し出があった1月～12月について、例えば4月入所に対して、基本年度で考えると4月～3月末です。前年度は定員より多く、1月・2月・3月は定員を上回っていたが、4月の段階で児童数が定員よりも減った場合、実際は4月から人数が減っているにもかかわらず、1月・2月・3月が定員オーバーしているため、平均値が利用定員を下回らない状態になります。4月の充足している定員と1・2・3月の平均、1～12月と4月・3月では違いがあると思います。1年間の平均では定員を下回っていないが、4月以降は定員を下回っていた場合について、どのように考えているか知りたいです。

合田会長：年間の平均にバラつきがあることについて、事務局は回答をお願いします。

事務局：今回のご提案は年度を跨いで1～12月までの数字を見るというものです。C委員がおっしゃったように、前年度から極端に数字が減る可能性はあると思います。過去にもそのような変動がありました。そういった場合に1～3月の平均に引き摺られて、翌年度の子どもが減っていることが考慮された数字にならない場合もありますので、100%このような形でなければということではありません。事業者と市で意見交換することが一番大事だと思います。今回、目安として1年間の数字を見て考えることを提案させていただきます。

た。目的としては、民間事業者が引き続き安定的に保育サービスの提供体制を作っていたいくことを考えています。そのあたりについては、しっかりとした情報交換をもって穴埋めできるのではないかと思います。

合田会長：C委員いかがでしょうか。

C委員：実際の1～12月の数が平均より下回っていなかったとしても、4～12月の平均を見た場合は柔軟に対応していただけますか。

事務局：ご相談いただきましたら、地域の子育てニーズ等いろいろな要素があると思いますが、しっかり見たうえで利用ニーズが下がり、運営に支障が出るのが考えられるのであれば、子育て会議の場で提案をさせていただきます。

合田会長：よろしいでしょうか。他の委員の方はいかがでしょうか。

事務局から提案がありました見直し案について、承認をいただきました。ありがとうございます。続いて議題3その他に移りたいと思います。事務局の方は説明をお願いします。

事務局：議題3につきましては、4件の内容をまとめて報告させていただきます。報告が完了した後に、質疑応答に入らせていただきます。

本市の3月定例月議会に上程されております、「大東市附属機関条例の改正」について説明させていただきます。資料3をご覧ください。

本市におきましては、現在子どもに関する審議を行う会議体として、「大東市子ども・子育て会議」「大東市児童福祉審議会」「大東市児童福祉施設等設置審議会」の3つの会議体があります。「大東市児童福祉審議会」は児童福祉法第8条の第1項から第3項に規定される事項の審議、「大東市児童福祉施設等設置審議会」は、児童福祉施設等の設置に関する審議を行う会議体ですが、平成27年度の子ども・子育て新制度の開始以降、子どもに関する事項はもっぱら「大東市子ども・子育て会議」にて審議されております。

一方、昨年10月の児童福祉法改正により、市町村が所管する施設における児童虐待の対応や改善内容等につきましては、「児童福祉審議会」を設置している市町村は「児童福祉審議会」を、設置しない市町村は「その他の会議体」に報告を行うことが定められました。

その後、昨年12月に児童虐待に係る審議案件が発生した際に、案件の報告を行うため審議会を開催する必要性が生じましたが、本市におきましては、市の附属機関条例に「大東市児童福祉審議会」を定めておりましたことから、「子ども・子育て会議」の委員の皆様の中から、急遽審議会委員への就任をお願いさせていただく事態となりました。

今後、同様の案件が突発的に発生した場合、その都度臨時的に「児童福祉審議会」を立ち上げることは、調整に困難を伴うことが予想されますことから、実状に即した会議体のあり

方とさせていただくため、「大東市子ども・子育て会議」に「児童福祉審議会」等の審議事項を集約するものでございます。

条例改正の時期は、3月定例会議で条例案を議決後、公布の日からとさせていただきます。また、児童虐待の措置に関する報告につきましては、対応に緊急性を要しますことから、本体会議でお諮りすることは難しいものと考えており、子ども・子育て会議内に別途立ち上げた部会でご報告をさせていただく考えです。部会の出席者につきましては、虐待案件の内容により、事務局側で調整をさせていただきたいものと考えております。「大東市附属機関条例の改正」につきましては、以上となります。

続きまして「保育提供体制確保のための実施計画」について説明させていただきます。

「保育提供体制の確保のための実施計画」は、主に4つの目的のために作成されるものです。

1つ目は、地域の課題や将来の保育ニーズの動向の分析です。地域の実態に合わせ、保育施設の整備や運営を計画的に進めることは、待機児童対策や今後の人口減少社会における保育機能の維持・強化につながるものです。

2つ目は、国の補助金との関わりです。市町村から国への実施計画の提出は、国からの補助金の嵩上げの条件となっていることが多く、必要な財政支援を得るため、計画の作成が必要となります。

3つ目は、保育の質の確保・向上です。障害児や医療的ケア児、病児保育等、多様な保育ニーズに対応できる体制を整備するため、施設利用に係る将来的な見込みを把握する必要があります。

4つ目は、定員充足率の低下や運営の困難化といった将来の課題への対応です。将来にわたって安定的に保育を提供できる体制を確保するため、保育需要の見込みを立て、需要の変動に備えるものです。

本計画につきましては、平成27年度以降毎年度作成を行っているものですが、この度国から、市町村子ども・子育て会議において報告するようとの通知がありましたので、今後は会議への報告事項とさせていただきます。

では、資料4-1をご覧ください。こちらは就学前教育・保育事業に関する、令和7年度から令和11年度までの、利用の実績と見込み数に関する実施計画です。表の②③④につきましては、2号認定および3号認定の数字の合計となっております。申込者数および利用定員数につきましては、令和7年3月に策定いたしました、「大東市子ども計画」の数値をそのままあてはめております。

次に資料4-2をご覧ください。こちらは子ども誰でも通園制度に関する実施計画です。表の一番上は各年度における就学前児童の人口、その下の段の対象児童数は、就学前児童の人口から、保育所、認定子ども園等に在籍している児童数を差し引いた人数となっております。その下の利用率は、今年度を実施しております、試行事業における利用登録者数を参考にした数字となっております。一番下の必要定員数につきましては、現在の「子ども誰でも通

園制度」の利用定員数を元に、数字の積み上げを行っております。

現時点ではニーズを十分掴み切れておりませんことから、利用者数と必要定員数に乖離が生じておりますが、今後は事業の周知に取り組みながら、令和8年度につきましては引き続き利用ニーズの把握につとめ、令和9年度の間見直しの際に、再度利用ニーズと必要定員数について検討を行いたいと考えております。以上で説明を終わります。

続きまして「令和8年度大東市施設整備計画」について説明させていただきます。資料5をご覧ください。こちらは、保育所、認定こども園等における施設老朽化の対応や防犯対策強化等を目的として国より交付を受けております、「就学前教育・保育施設整備交付金」の来年度協議に先立ち、今後は「子ども・子育て会議」での整備概要等の報告が必要となりましたことから、本日の報告案件の1つとさせていただくものです。資料の「2. 事業概要」をご覧ください。こちらは令和8年度に工事を予定している施設の一覧となります。上から順に概要を説明させていただきます。

1つ目は「四條畷学園大学附属幼稚園」の乳児等通園支援事業に関する整備工事です。「四條畷学園大学附属幼稚園」では今年度より試行事業を実施中で、乳児用トイレの設置等、必要な工事を実施します。なお、附属幼稚園は今年度より試行的事業を実施しておりますが、整備工事に係る協議におきましては、試行的事業で設定している現在の定員は現定員に含まれないため、整備前の定員が0人、整備後の定員が20人という計画になります。

2つ目は、認可保育所の「津の辺保育園」における大規模修繕工事です。施設老朽化に伴い、外壁や保育室等の修繕を行います。なお、利用定員の変更はありません。

3つ目は幼保連携型認定こども園「ひらりす」の大規模修繕工事です。蛍光灯の製造停止に伴いLED化工事を実施します。利用定員の変更はありません。

4つ目は幼保連携型認定こども園「みのりこども園」の防犯対策強化工事です。児童の安全の確保のため、フェンス設置工事を行います。こちらの施設においても利用定員の変更はありません。

次に、「3. 整備の必要性」をご覧ください。施設整備交付金の交付にあたりましては、市町村の子ども・子育て支援事業計画における、施設整備の必要性に関する記載も必要となります。令和6年度末に策定しました「大東市こども計画（第3期大東市子ども・子育て支援事業計画）」では令和7年度から令和11年度の本市における子ども・子育て施策の重点目標を「大東版・こどもまんなか社会の実現」と定め、この達成に向けていくつかの重点施策に取り組むこととしておりますが、その中で具体的な取り組みの一つといたしまして、「すべての子どもの育ちを応援する、こども誰でも通園制度の具体化」を取り上げております。また、施策体系の基本目標の一つである、「ライフステージ別の支援体制づくり」では、「保育所等について、快適な場を提供できるよう施設の整備・維持管理に努める」としております。これらを根拠とし、本市といたしましては、保育所等においては引き続き施設改修の必要性があるものとの認識をお示ししているところです。以上で本市における来年度の施設整備に関する説明を終わります。

最後に「(仮称)南郷こども園の認可定員の見直しについて」説明させていただきます。資料6をご覧ください。令和7年8月18日に開催いたしました、「大東市子ども・子育て会議」におきまして、南郷保育所と諸福幼稚園を合併し、幼保連携型認定こども園へ移行する方針についてご説明させていただきました際、統合後の認定こども園の認可定員について、1号認定が各年齢20人ずつの合計60人、2号認定と3号認定は合計で160人との案をお示しさせていただきました。このご報告に関しまして、会議開催後に、統合先である南郷保育所周辺の利用ニーズと、定員設定のバランスにつき、ご心配の声をいただきました。この声を受けまして、市内の施設統合ワーキングチームで再度検討を行いましたので、検討の結果について、ここでご報告をさせていただきます。

本日2つ目の議題である、利用定員の設定でも少しご説明をさせていただきましたように、全国的な少子高齢化が進行する中で、南郷保育所周辺におきましても、就学前児童数は減少傾向にあります。特に1号認定子どもの減少は顕著となっており、利用が大幅に減った諸福幼稚園との施設統合の検討を進めているところです。

一方で、公立施設は子どもの受入れにおける最終的なセーフティネットの役割を担っておりますことから、現在150人の定員設定となっております、諸福幼稚園の1号認定定員の受け皿とするために必要な定員の確保が必要となっております。

資料6の中段の、「令和8年度当初の入園予定人数」をご覧ください。こちらは令和8年1月時点における、公立2施設の来年度当初の1号認定児童の入園予定人数を整理したものです。北条こども園は在園児が14人、新入園児が3人の合計17人、諸福幼稚園は在園児が8人、新入園児が11人の合計19人の予定となっており、資料の上段に記載しております、昨年8月の子ども・子育て会議でお示しした定員の設定とは乖離があります。この数字と、公立施設の担いを踏まえまして、見直しを行いましたのが、資料下段の「4. 南郷こども園の認可定員(修正案)」となります。1号認定児童につきましては、8月の案から各年齢5名ずつ減員し、3歳児、4歳児、5歳児各15人の合計45人といたしました。2号・3号認定につきましては変更ありません。本市といたしましては、周辺民間施設への影響を最小限にとどめながら、一方で市西部地域において幼児教育を必要とする全ての子どもたちが施設を利用することが可能な定員数として、こちらの数字を定員の予定数としてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

合田会長：それぞれの説明について、質問・意見があれば挙手のうえ、お願いします。

C委員：資料3の附属機関条例について、虐待等の緊急性を要する場合に部会が開かれますが、本当に緊急を要するものについては、どのような形で部会を開催するのでしょうか。具体的にはどのような事例があって、どのような場面で開催しますという点をお聞きしたいです。

合田会長：緊急の場合の招集や対応について事務局は説明をお願いします。

事務局：去年10月に児童福祉法が改正され、施設等における虐待については、最終的な措置や対応は都道府県等の児童福祉審議会で報告を行うことが定められました。市町村は、小規模保育事業や放課後児童クラブ等、市町村に権限がある事業について報告します。報告を上げるまでの間、一定の時間が必要だと考えております。事案が発生して、その事案を所管する事業所や部課で対応を検討し、実際に対応を行い、結果の報告を審議会にかけます。去年、児童福祉審議会を開催した際は、2～3週間ほど間が空いたと思います。今後につきましても、同様の事案が発生した場合は、その間の時間でもって委員の方はこちらからお声がけをさせていただき、部会を開催いたします。

合田会長：よろしいでしょうか。他の方はいかがでしょうか。

D委員：事案の対応の仕方について、どの学校や施設も隠したいので表に出てきません。それに対応することは学校や園にしろ、できていないところがあります。そのような問題が発生した際に一番大切なのは、今後どのようにすれば防止できるかということです。きっちり対応ができる施設や学校は評価される仕組みを作っていかなければならないと思います。上辺だけで全て行ってしまうと、事案を隠して表に出るのが2～3年経ってしまうなど、実状と合っていません。事案を公表した施設等は評価しなければ、いじめ等の問題はなくなれないと思います。難しいことですが、言いやすい環境づくりを目指してもらえると、一般市民としてはありがたいです。

合田会長：言いやすい環境を作るにはどうすべきか。この意見に対して事務局は回答をお願いします。

事務局：環境づくりは大切だと実感しています。こども家庭センターやネウボランドだいとうでも、できる限り相談に乗り、見たものはお伺いをしながら、子育て支援を行っていきたいと考えております。いじめの問題は学校でも対応されていると思いますが、我々の部署でも主に乳幼児の対応はございますが、学齢期の方々に対しても18歳までご相談を承りますので、対応や仕組みづくりについても検討してまいります。

D委員：大変難しい問題ですので、例えば会社でも不祥事を隠したいのは当たり前かもしれませんが、透明性を広げて良い方向に進む方法を考えていただけるとありがたいです。一長一短では難しいと思いますが、よろしく願いいたします。

合田会長：貴重なご意見をいただきありがとうございます。他にご質問等ありましたら、お願いします。

C委員：資料6の(仮称)南郷こども園の認可定員の見直しについて、令和8年8月に開催された子ども・子育て会議では1号認定が60人と伺いました。今回、変更されて各学年15名で合計45名との報告がありました。南郷保育所と諸福幼稚園は令和9年度に統合されますが、例えば定員やバスの運行、入園児の募集などの今後のスケジュールや見直しをお聞きしたいです。

事務局：南郷の認定こども園化について、現在も定期的に庁内でワーキングチーム会議を開催しながら、意見交換を行っています。新設される認定こども園につきましては、北条こども園と合わせて今年の10月に園児の募集が開始されます。それに向けて情報発信のため、事前に広報等で周知も必要です。地域の方や、事業者や子育て会議の場での報告も考慮しますと、スケジュール的には夏頃にはほとんど決まっていなければならないと考えています。あと3～4か月程ありますが、急ぎ検討が必要な課題も多いです。定員やバスルートについても、諸福にある諸福幼稚園の機能が南郷保育所に移ります。800mほど場所が変わりますので、バスルートの変更もごさいます。その検討もこの3～4か月の間に行いたいです。

C委員：最終の決定権者は大東市でしょうか。子ども・子育て会議は報告の場になるのでしょうか。子ども・子育て会議は毎月開催されるわけでありません。夏まであと3か月のうちにこの会議は何回ありますか。庁内でワーキングチームが開催されていても、いつの段階でこの会議の場で報告されるのか。子ども・子育て会議での承認が必要ですよ。南郷こども園の名称もまだ決定ではないですよ。この会議の在り方について、それも踏まえた上で教えていただきたいです。

事務局：公立の施設のため、最終決定は市で行います。公立の位置づけを十分に考える必要があります。大東市では現在、民間と公立の2種類の施設があり、市内の子ども達が元気に就学期を迎えるためには、この2種類の施設がしっかり機能していないといけません。そういった関係性がある公立施設は行政だけで全て決めて、決定事項ですと報告する形はうまくいかないと考えています。子ども・子育て会議は議論の場として設けておらず、節目での報告をする場として考えています。

一方で、民間事業者のお声を聞く場が今まで設けられていないのが課題として考えております。これから先の3か月間は意見を集めていかなければならない期間です。現在、庁内で幼保一体化ワーキングチームを設置しておりますが、例えば、このワーキングチーム会議に民間事業者にも参加していただき、南郷の認定こども園化について意見交換を行うことにより具体化がスムーズに進むと思います。また、そこで出た意見につきましては、子ども・

子育て会議で報告させていただきたいです。

C委員：諸福幼稚園と南郷保育所が統合する話について、諸福幼稚園は何十年も歴史がある中で、定員の減少を理由に簡単に統合が決まりました。幼稚園と保育所が統合するにあたり、方針が全く異なる施設が統合するにもかかわらず、制度だけが走っていると感じています。諸福幼稚園の4歳児6人が来年5歳児クラスへ上がる際、諸福幼稚園から南郷こども園に変わります。子どもたちの環境も大事にしないとイケませんので、簡単ではないですが、ワーキングチームや現場の声も聴いて統合を進めてほしいです。子どもたちが通いやすく、保護者が安心して預けられる施設になることが大切です。もっと話し合いや、現場の意見の報告も子ども・子育て会議の場で行ってもらえるとありがたいです。会議には、皆さん代表の方が出席しておられるので、統合の話は定員やバスルート、園名について考えてしまいがちですが、現場や職員体制など細かい報告も交えていただくと非常にわかりやすいです。

合田会長：貴重なご意見ありがとうございます。事務局の方は回答をお願いします。

事務局：会議の場は数字のみ報告しがちになっておりました。10人・20人の数字の検討をしているように見られていると思いますので、もう少し議論をさせていただきたいです。数字の根拠だけでなく、統合にあたっては、カリキュラムやスケジュールの組み合わせを詰めていきながら、新しい認定こども園をつくっていきたいです。そういった姿も民間の方に見ていただき、考え方を統一したいと思います。

A委員：北条こども園が認定こども園化しているので、現実にはどのようなことが起こっているのか市も把握していると思います。北条幼稚園と北条保育所の統合の際に、運動会が終わった後、保育所は子どもの預かりがあり、幼稚園は休みでした。休みではないと勘違いした保護者が子どもと一緒に帰ることになった様子を偶然見ました。

一方では、幼稚園の先生が長時間勤務で子どもを見ている際の給与体系はどのようになっているのか。また、保育所の先生はその給与で子どもを預かっているという話も聞いています。統合の際、最初は制服についての問題もあったようです。保護者に不安がないように伝えていただくとありがたいです。

合田会長：ありがとうございます。北条こども園で実際にあった話についてのご意見でした。(仮称)南郷こども園についても、北条こども園での話を踏まえた上でということでした。

E委員：現在、諸福幼稚園に通っている知人の子どもさんが多くいます。例えば、南郷保育所は保護者会ですが、諸福幼稚園はPTAがあります。私はPTA会長をしていますが、PTAの保護者や先生たちのアンケートの回答の中で、文化の違いを感じています。R9年に諸福幼

稚園の6人が南郷こども園に移ることについて、南郷保育所の駐車場の問題があります。議題の中で送迎バスの話がありましたが、車で子どもを迎えに行く保護者もいます。また、園は専用の駐車場を持っていないと聞いており、車や自転車等の送迎手段の細かいニーズについて、ワーキングチーム会議で話し合われているかもしれませんが、これまで諸福幼稚園に通園していたのに、800mも離れた南郷こども園に変わることを就労している保護者はシビアに考えています。子どもに対する目線(見ている点)が違うと考えています。幼稚園の先生は地域の中で見守り、諸福小学校に上がる児童もいるので、地域のお祭りに参加するなど行っています。諸福幼稚園が閉園すると、諸福の地域から足が遠のくことを懸念しています。諸福はPTAや子ども会の加入がとても低いので、地域で話し合っています。

また、諸福幼稚園の向かいにある企業主導型保育施設(ひよこ保育園)との兼ね合いはどのようになっていますか。周辺地域への影響はありますか。南郷に大きなマンションの建設予定はなく、子どもの数が大きく増えないとは思いますが、転入する方は保育所や小学校が近くにあるか立地を気にします。大東市のイメージにも繋がるので、そこは丁寧に検討していただきたいです。

事務局：駐車場問題につきまして、ご存じのとおり南郷保育所に駐車場はありませんので、近隣の量販店の厚意で店舗の駐車スペースを借りています。車で送迎している保護者から会費を集めて運用している状況です。建て替えを機に駐車スペースを確保する予定です。

事務局：諸福児童センター跡地につきましては、企業主導型保育所(ひよこ保育園)が運営されております。諸福幼稚園が閉園されることで一定の影響はあるかもしれません。

保護者会の件ですが、北条幼稚園と北条保育所の統合の際、両方に保護者会がありましたので、保護者会同士で統合について話し合いが行われたと伺っています。両方の保護者会の活動時間帯や内容も全く異なる中で、どちらを優先して行っていくのかということもありました。当事者同士で時間をかけながらお願いすると思います。南郷の場合も約180人の児童が在籍するところに諸福幼稚園の20人弱の児童が合流していくことになります。就学前保育と教育の合体ということになり、人数の比率が大きく異なる施設同士の統合となるので、統合される側の職員の戸惑いもあるかと思います。そのあたりについても、北条の統合の経過等も踏まえて作っていきたいと考えています。

合田会長：校区のことも触れられましたので、地域を大事にすることも踏まえて検討に入っていると思います。よろしく願いいたします。

B委員：前回子ども・子育て会議後に、民保連や幼稚連から個別に懸念事項を伝えました。今回、報告いただいたのは1号認定の定員の見直しだけでしたが、もう少しワーキングチームで議論される内容をお知らせいただきたかったです。お伝えした懸念事項についても、こ

の場ではほとんど回答いただけていません。まだ結論が出ていないのかもしれませんが、保育所と幼稚園の異なる施設が統合することによって、どのような施設として進めていくのか。大東市としてどのような子どもを育てたいのかが見えないので、お示しいただきたいです。そのあたりをワーキングチーム会議でご検討いただきたいです。

また、1号認定は激減している状況のため、定員の見直しは理解できます。しかし、諸福幼稚園で実施されていない3歳児の1号認定が新規で設定されている点や、この1号認定の人数でもバスを運行する点、園舎の建て替えの話が進んでいることを考えると、通園範囲が重なる既存の施設や保育園にも経営状況に影響が出ることが心配しています。ワーキングチーム会議で慎重に議論を進めていただきたいです。あまり時間もないので、意見を求められるならば、私たちの立場から意見をさせていただきます。是非、近隣の施設にとっても良い折衷案を見つけていただきたいです。

合田会長：ありがとうございました。B委員からのご要望でした。事務局はワーキングチーム会議でのご検討をよろしくお願いいたします。他に意見等はございますか。よろしいでしょうか。それではこれもちまして全ての議題を終了いたします。皆様、本日は貴重なご意見ありがとうございました。これより先の進行については事務局にお渡します。

事務局：合田会長、ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第2回大東市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。